

復興だより

平成23年8月26日

No. 1

【編集・発行】

東日本大震災復興対策本部
宮城現地対策本部事務局

- 「復興だよりの発刊に際して」
—宮城現地対策本部長・内閣府副大臣 末松義規—P1
- 「行政機関の取組み」
—東北経済産業局、仙台漁業調整事務所、東北地方環境事務所—P2～4

復興だよりの発刊に際して

—宮城現地対策本部長・内閣府副大臣 末松義規—



今般この「復興だより」第一号の発刊に至りましたことを本当に喜ばしく思います。

私は宮城現地対策本部長に着任以来、被災者の皆様に対して復興に関する情報を提供することの重要性を主張してまいりました。

被災者の皆様が前向きに復興に向けた取組を進めるに当たっては、政府・県・市町村がどのような政策メニューを用意しているのか、しっかりと情報共有されていることが不可欠であるためです。

例えば、政府は、中小企業や農水産事業者等への補助制度、集団移転等の住宅環境整備、ガレキ処理に関する事業、放射能のモニタリングや除染対策等に関する施策を用意しておりますし、更なる深堀りについて政府全体を挙げて検討しております。

しかし、こうした施策も、必要とする方々に共有され、活用されなければ、全く意味がありませんので、「復興だより」の発刊を提案いたしましたところ、今回、政府・県・市町村の関係機関の多大なるご協力を得まして、第一号の発刊に至ることができました。

今後とも、この「復興だより」を通じて、政府等の施策に関する情報を被災者の皆様に定期的に提供していきたいと思っております。併せて、皆様からも、改善すべき点や載せるべき情報など、ご助言やご提案を頂けるよう宜しくお願い申し上げます。

宮城現地対策本部長・内閣府副大臣 末松義規

行政機関の取組み

- ① 第1号の仮設店舗完成～中小企業の支援について～・・・東北経済産業局
- ② 漁港の復旧・漁業の再開等について・・・・・・・・・・・・・仙台漁業調整事務所
- ③ 災害廃棄物(がれき)の撤去に向けた取組・・・・・・・・・・・・・東北地方環境事務所

① 第1号の仮設店舗完成～中小企業の支援について～ —東北経済産業局—

1. 事業の概要

仮設施設整備事業は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の中小企業等が早期に事業を再開できるように、中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が仮設店舗、仮設工場等を整備する事業です。

2. 進捗状況

8月17日現在の進捗状況は、次のとおりです。

要望地区数	市町村との基本契約数	工事着工数
総数312(宮城県内86)	総数83(宮城県内28)	総数21(宮城県内7)

3. 竣工施設の概要

宮城県内では、第1号の仮設施設が、塩釜市海岸通地区において8月10日に竣工し、翌11日には、女川町において竣工しています。

なお、具体的な竣工状況は次のとおりです。

	地区名	規模	入居者
8月10日	塩釜市海岸通地区	仮設店舗20区画、延床面積700㎡	被災事業者、商店街の小売業等
8月11日	女川町横浦地区	仮設事務所・仮設倉庫2区画、延床面積100㎡	宮城県漁業協同組合女川町支所横浦支部
	女川町塚浜地区	仮設事務所・仮設倉庫2区画、延床面積100㎡	宮城県漁業協同組合女川町支所塚浜支部

<塩釜市海岸通地区の(仮設店舗)>



<女川町塚浜地区(仮設倉庫)>



* 詳細については、中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。
<http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/index.html>

② 漁港の復旧・漁業の再開等について

— 仙台漁業調整事務所 —

1. 漁港の復旧

東日本大震災により宮城県では県下の142漁港全てが被災しました。そのうち緊急対応が必要な108漁港では航路や泊地等のがれき除去や岸壁の嵩上げ等、漁港利用上、特に緊急を要するものについて、災害復旧事業の査定前着工による応急工事に着手しています。

これにより全国有数の水揚げ港である気仙沼漁港では6月28日にカツオの初水揚げが、8月24日にはサンマの初水揚げがありました。また、浦の浜漁港（気仙沼市）では生活路線である離島航路のフェリーの発着が可能になりました。

なお、残り34漁港については応急工事を行った108漁港と合わせ、水産復興マスタープラン（平成23年6月）の方針に基づき復旧を支援いたします。

2. 漁業の再開等

宮城県の沿岸漁業は6月以降、仙台湾の刺し網漁業から再開し、その後、カゴ漁業（志津川のタコ簗等）、いか釣り漁業、定置網漁業、小型底曳き網漁業等が各地で再開しました。

また、水産加工・流通業関係では第一次及び第二次補正予算により気仙沼、志津川（南三陸町）、石巻、塩釜において、市・町、漁業協同組合、水産業加工組合、買受人協同組合等が事業主体となって、製氷施設・冷凍冷蔵施設・加工施設・市場等の修繕や仮設市場の整備等を進めています。

<災害復旧事業の応急工事実施事例>

けせんぬま
気仙沼漁港（宮城県気仙沼市）の応急工事の概要

漁港の概要

- 気仙沼漁港：宮城県気仙沼市、特定第3種、県管理

位置図



被災当時の状況



3月12日アシア航測(株)撮影

応急復旧の概要

- 被災直後、航路・泊地に大量のがれき等が存在したため、撤去を実施し航路・泊地を確保。
- 岸壁や背後地盤が沈下し、漁船の安全係留に支障。6月末から始まるカツオの水揚げに備え、応急工事で棧橋の嵩上げを実施。

～ 応急工事の実施状況 ～

漁港内のがれき等の撤去



棧橋の嵩上げ

施工前



地盤沈下による冠水

施工後



棧橋の嵩上げ
(-6m 棧橋)

～ 漁業活動の再開状況 ～

カツオの水揚げ(6月28日)



※ 漁港の種類

- ・ 第1種漁港…利用範囲が地元の漁業を主とするもの
- ・ 第2種漁港…利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの
- ・ 第3種漁港…利用範囲が全国的なもの
- ・ 特定第3種漁港…第3種漁港のうち、水産の振興上特に重要なもの
- ・ 第4種漁港…離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

③ 災害廃棄物(がれき)の撤去に向けた取組

—東北地方環境事務所—

環境省東北地方環境事務所では、東日本大震災により発生した災害廃棄物(がれき)の撤去を推進するため、環境省現地災害対策本部を設置し、岩手、宮城、福島各県に支援チームを派遣し、被災された各地方自治体の支援に全力を尽くしています。

宮城県では、各地方自治体のご尽力により、約1,600万tのがれきのうち、45%(約720万t)のがれきが、仮置き場に搬入されました。また、今後の建物の解体により発生するがれきを除いた場合、既に90%のがれき撤去が完了しています(8月15日現在)。

環境省職員は、研究者、技術者と共に被災市町村を巡回訪問し、仮置場の火災防止対策やハエなどの衛生害虫対策等に関する具体的な技術的助言を行っています。市町村それぞれが特徴ある優れた取組を進めており、例えば、仙台市では仮置場においてがれきを徹底的に分別する取組がなされています。これらの事例については、他の市町村の参考となるよう、グッドプラクティス集として取りまとめ、7月15日に公開しました。

(http://tohoku.env.go.jp/to_2011/0720a.pdf)

さらに、環境省では、被災自治体によるがれき処理を支援するため、災害廃棄物処理の国庫補助金の概算払いを実施し、8月22日現在、仙台市、石巻市など県内8市町に対して1,381億円の支払いが完了しました。

今後、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理、広域処理など、まだまだ課題は残りますが、更にながれきの撤去・処理を加速化させることにより、被災地の復興に弾みをつけていきたいと考えております。

宮城県仙台市の例



粗大ごみ



金属くず



家電類



混合物

事務局からのお知らせ

<宮城現地対策本部の生い立ち>

- ・ 6月24日 東日本大震災復興基本法の公布・施行
- ・ 6月25日 東日本大震災復興構想会議の提言
- ・ 6月27日 東日本大震災復興対策本部の設置
- ・ 7月29日 東日本大震災からの復興の基本方針を決定
- ・ 8月12日 復興基本方針の説明会の開催

【東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部事務局】

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1(宮城県庁内1107号室)

TEL:022-266-2164 FAX:022-266-2165 URL:<http://www.reconstruction.go.jp/>

※ 9月1日(木)から宮城現地対策本部事務局は以下の住所に移転いたします。電話番号、FAX番号、URLについては、変更ありません。

(移転先) 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎7階